

2023年12月27日

医療法人社団孝山会 御中

滝山病院・虐待防止委員会

提 言 書

滝山病院 虐待防止委員会

委員長	伊井和彦
副委員長	平川淳一
委員	松永実千代
委員	羽毛田幸子
委員	中庭良枝
委員	草地仁史
委員	植松和光

第1 本委員会設置の経緯と活動内容

- 1 2023年2月、医療法人社団孝山会滝山病院（以下「滝山病院」という）に勤務する看護師らが入院患者に対し虐待を行った事実が報道され、その後、滝山病院内で行われた5件の虐待行為について刑事処分が確定した。これを受け、東京都は、同年4月25日、滝山病院に対し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく改善命令を発するとともに、医療法人社団孝山会に対し、医療法に基づく措置命令を発した。

その改善命令及び措置命令において、東京都は、「入院患者への虐待行為は、患者の尊厳を害する著しく不適切な行為であり、速やかに再発防止に向けた具体的な対策を講じること」とし、その方策の一つとして、「外部の第三者を交えた虐待防止委員会を設置し、検証すること」を求めた。

これに対し、滝山病院は、2023年5月16日に東京都に対し改善計画書を提出し、その中で、滝山病院内における虐待事案の事実関係及び原因・背景等を調査するために複数の弁護士により構成される「真相究明のための第三者委員会」を設置することと共に、この第三者委員会と連携して今回の虐待行為が行われた原因等について検証すると共に、再発防止のための客観的公正な施策を提言し、本件や新たに虐待が判明したときや告発があったときに必要に応じて調査することを目的とする「虐待防止委員会」を設置する旨を回答した。

2 上記回答に基づき、滝山病院は2023年6月に病院内に、9名の委員による（内7名は外部委員）「滝山病院・虐待防止委員会」を設置した。

その構成員メンバーは、

委員長 伊井和彦（弁護士）
副委員長 平川淳一（東京精神科病院協会会長）
委員 松永実千代（一般社団法人東京精神保健福祉士協会会長）
委員 羽毛田幸子（一般社団法人東京精神保健福祉士協会事務局長）
委員 中庭良枝（一般社団法人東京精神科看護協会業務執行理事）
委員 草地仁史（一般社団法人東京精神科看護協会業務執行理事）
委員 植松和光（東京都精神保健福祉家族会連合会副会長）

と、病院側から医師と看護師の2名が参加した。

当委員会は、下記のとおり開催された。

- ・第1回 2023年6月19日
- ・第2回 同 年7月31日
- ・第3回 同 年8月28日
- ・第4回 同 年9月25日
- ・第5回 同 年10月23日
- ・第6回 同 年11月27日
- ・第7回 同 年12月21日

3 当委員会としては、過去における滝山病院内における虐待事案の調査とその原因分析については、弁護士5名によって構成された「真相究明のための第三者委員会」の調査と分析に委ねることとし、その結果（調査報告書）が出るのを待って、その内容を分析して当委員会としての再発防止のための提言を出すことにし、その第三者委員会の調査報告書が出るまでは、現状で客観的に滝山病院内で実施し得る虐待防止策について検討し提言を行うこととした。

そして、第1回～第6回の当委員会では、看護師等の職員に対する虐待防止のための研修会の実施の推奨、滝山病院の方で始めた各病室における監視カメラの設置とその運用の仕方の検討、滝山病院内の風呂等の施設改善の必要性の指摘、虐待防止のための職員向けマニュアルの作成、新たに虐待事案あるいはその類似事案の報告があった場合にはその報告と調査、等を行ってきた。

第7回の当委員会の前に、2023年12月7日付で「真相究明のための第三者委員会」より調査報告書が滝山病院側に提出され、当委員会も病院側よりこの調査報告書の提供を受けた。そして、これを受け、第7回の当委員会では、この第三者委員会の調査報告書の事実認定原因分析、それに今後の対応策の提言について、検討を行った。

第2 虐待防止委員会としての「第三者委員会・調査報告書」の評価と、これを受けた虐待防止委員会からの再発防止のための提言について

1 「第三者委員会・調査報告書」の事実認定と原因分析について

虐待防止委員会の各委員は、第三者委員会の調査報告書を各自がそれぞれの資格等の立場からこれを読解し検討したが、事実認定についてはいずれも「十分な調査を尽くした事実認定と認められ、特に誤りを指摘するような箇所はない」という評価であった。

また、その原因分析についても、そこで指摘する「虐待行為当事者のモラルハザードの状況」や「滝山病院自体の組織的・構造的な問題」の関しては、虐待防止委員会の各委員としてもこれまでの虐待防止委員会内における病院側の説明等を感じてきたことであり、特に滝山病院においては医療法人としてのガバナンスに問題があることや、医師や看護師の非常勤率の異常な高さや夜勤における責任者不在の問題についても、強く首肯する意見が多く出された。

ただし、第三者委員会の調査報告書が「原因分析」の冒頭で「精神科病院の特殊性」を挙げていることについては、「それは精神科病院全般への偏見に繋がりがねない指摘であり、精神科病院でも多くは患者とのコミュニケーションを取る工夫と努力をされていて、精神科病院だからという指摘は当てはまらないのではないかと。特殊なのは滝山病院であって、精神科病院一般ではない。」という意見が有ったことを付言しておく。

2 次に、第三者委員会の調査報告書の「再発防止策の提言」についても、そこで指摘している

- ・ 法人ガバナンスの改革としての、①理事長と院長の責任、②実効性のある外部役員と監事の登用、③適正な理事会運営、④役員等の経営陣に向けた研修、⑤現場意見の吸い上げ（院内規程の整備）、⑤委員会の実行化、等
- ・ 看護体制の改革としての、①常勤職員による看護体制の整備、②師長を正看護師にする、③夜勤体制の充実、④プライバシーに配慮する体制の整備、⑤衛生・設備の改善、⑥職員向けの研修の実施及びマニュアル整備、⑦定期カンファレンスの実施、⑧退院支援手続の整備、⑨監視カメラのプライバシーに配慮した改善、等
- ・ 医師の体制の改革としての、①チーム医療の実施、②看護職員との積極的な関わり、③精神保健指定医とその他の医師の役割の明確化、現場職員とのコミュニケーション、等

については、いずれも首肯できる有益な再発防止策であり、虐待防止委員会としても、それらについて同様の提言をする、との意見となった。

3 ただし、虐待防止委員会の委員の中から次のような意見も出されたので、虐待防止委員会の視点からの追加の提言として、以下の指摘をする。

(1) 退院支援手続について

- ・ 退院支援にあたっては、地域での生活に欠かすことのできないのが地域の社会資源との連携と協力である。このことにより、入院患者に対しても長期入院しなくても社会生活ができるという安心感につながる。しかし、滝山病院には、このことを行う専門職員である精神保健福祉士が配置されていないので、これを配置する必要がある。
- ・ 多くの精神科病院では、確かに早期の退院を目標に入院治療を行い、そのための計画的な支援が行われているが、滝山病院の場合は、精神疾患に加えて人工透析が必要な重度の身体合併症を有する患者も多く、そのような重度の患者の終の棲家となっていた実態もある。滝山病院がそのような患者に対応できる医療設備を有することが特徴であるならば（多人数に対応できる人工透析室）、むしろその特徴を生かして、そのような需要に特化した医療体制を充実させていく改革も、社会の需要に応えるものとして、考えられるのではないか。

(2) 看護実践のあり方の見直し

看護職員による虐待の再発防止策を講じるにあたっての重要な観点は、虐待の未然防止であり、看護実践のあり方そのものの見直しが喫緊の課題である。

看護職員には保健師助産師看護師法で規定されている、「診療の補助」と「療養上の世話」という2大業務があり、加えて患者の「健康増進」「疾病予防」「健康回復」「苦痛緩和」に務めることが責務である。例えば、入浴等の個人衛生等の援助を実施する場合、単に身体の保清に配慮することだけでなく、医学的・看護学的観点からアセスメントし、患者の健康回復やその人らしい生き方への支援を行うことが看護行為といえる。

第三者委員会の調査報告書で示された現場実務に関して言えば、看護職員の実務遂行が目的となっており、そのような認識に基づいているのであれば、どのような援助が患者に提供されていたとしても、そのどれもが看護行為と呼べるものではない。

患者を看護する上では、正確かつ安全性の高い合理的な技術によって、誰でもが看護業務を整理し、基本的な看護活動を円滑に遂行する基準が必要であり、それが看護基準・看護手順と呼ばれる院内の規定である。滝山病院では、これらの規定の整備が不十分であるため、虐待を未然に防止する観点からも早急な対応が求められる。

(3) 看護職員の質と量について

第三者委員会の「調査報告書」の職員に対するアンケートにおいて、調査内容の「業務運営に問題を感じたこと」に関する結果では、「手のかかる患者が多い」が選択肢の中で4番目に多い結果となっている。一般的に“手のかかる患者”“対応困難な患者”“問題の多い患者”という業務従事者側の認識は、患者の重症度または、その職員個人の応対（援助含む）技術の違いによって、大きな差が生じる。

ある程度重症度が高くても、必要な援助を適切に実施できる職員とできない職員がいるとすれば、前者職員は「手のかかる患者」という認識は低い、後者は高いと認識することが予想される。この場合、後者の看護職員の質を高める教育を推進することが、虐待の未然防止に結びつく取り組みの一つになると思われる。

また、患者の重症度が高いことで、十分な経験を有した看護師でさえ患者の援助に苦慮するケースもあると思われるが、このような場合においては、「手のかかる患者」という認識が高まることが予想されるものの、先程の看護の質のみではなく、看護職員の量が必要になり、看護職員を看護必要度に応じて配置することが、虐待未然防止に結びつくものと思われる。

(4) 滝山病院の病院機能全般の向上のための第三者評価の利用

滝山病院は、病院としての基本的な構造がなっていない。第三者委員会の「調査報告書」でも、滝山病院の病院機能の不備な点を網羅することはできていない。

滝山病院が今後これを糺して行くためには、日本医療機能評価機構やISOなどの第三者評価を利用することが有効と思われる。特に、日本医療機能評価機構は医療に特化しており、ここの認定を受けるためには様々な項目をクリアする必要があり、受審の際には、第三者として、院長・看護部長・事務長などの経験者がサーベイヤーとして審査をするので、簡単にはこれを通らない。

そこで、滝山病院としては5年後に受審することを目標に、改善のPDCAサイクルを回していくことが、病院機能全般の向上の近道だと思われる。

- 4 虐待防止委員会としては、第三者委員会の「調査報告書」における「再発防止策の提言」と、当委員会からの本提言書の追加の提言を踏まえ、滝山病院が自主的に、二度と病院内で虐待事案を起こさないよう改革を実践していくことを、強く要望するものである。